EMS機能の運用例の流れ

「医療機関A」に通院中の患者が、「医療機関B」に救急搬送されたケースや、紹介状を持たずに受診したケースを想定 （医療機関A・Bのどちらか、あるいは両方がGW公開機関を想定）。

EMS機能利用開始時の作業

医療機関 A

GW公開機関はすべての患者が対象

GW公開機関以外は、ID-Linkに登録済みの患者のみが対象

⑤ 医療機関BにEMSで診療情報を閲覧されることを承諾

夜間・休日等で対応できない場合は事後承諾でも可

医療機関 B

① 患者が救急搬送 or 紹介状を持たずに受診

② 医師が診療上、緊急に診療情報の取得が必要と判断

③ 患者（家族）からEMS使用の同意を取得

④ 閲覧する医療機関に連絡
※夜間・休日等の場合は後日でも可

患者IDを確認
※患者ID分かっている場合は不要

⑥ EMSで情報を取得（患者ID@ems）

EMS機能利用後の作業

⑦ 救急ボタンの解除（A・B双方で必要な作業）

⑧ 継続して情報共有を行うか否か（GW公開機関で行う作業）

Yes

⑨ EMS仮IDの付け替え
紐づけ作業

No

⑨ EMS仮ID削除
アクセス権限削除